

事例番号:330104

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

一絨毛膜二羊膜双胎の第2子

妊娠28週1日-胎盤位置異常、切迫早産の診断で管理入院

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠30週2日

22:15 多量の性器出血を認める

22:28- 超音波断層法で胎児心拍数60拍/分程度の胎児徐脈を認める

22:52 胎児機能不全のため帝王切開により第1子娩出、第2子娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:30週2日

(2) 出生時体重:1400g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.44、BE -0.9mmol/L

(4) Apgarスコア:生後1分1点、生後5分6点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 極低出生体重児、早産児、新生児特発性呼吸窮迫症候群

(7) 頭部画像所見:

出生当日 頭部超音波断層法で脳室周囲高エコー域2度を認める

生後 49 日 頭部 MRI で脳室周囲白質軟化症を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分: 病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 2 名、小児科医 3 名、麻酔科医 2 名、研修医 1 名

看護スタッフ: 助産師 3 名、看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、出生までに生じた胎児の脳の虚血(血流量の減少)により脳室周囲白質軟化症(PVL)を発症したことでありと考える。

(2) 胎児の脳の虚血(血流量の減少)の原因を解明することは困難であるが、一絨毛膜二羊膜双胎の胎盤内の血管吻合を介した血流の不均衡である可能性を否定できない。

(3) 分娩直前の母体出血あるいは胎児徐脈、もしくはその両方が PVL 発症に関与した可能性を否定できない。

(4) 早産期の児の脳血管の特徴および大脳白質の脆弱性が PVL 発症の背景因子であると考えられる。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

(1) 外来における一絨毛膜二羊膜双胎の管理は一般的である。

(2) 妊娠 28 週 1 日に切迫早産、胎盤位置異常の診断で入院としたこと、および妊娠 30 週 2 日までの入院中の管理(超音波断層法実施、ノンストレステスト実施、子宮収縮抑制薬投与)はいずれも一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 30 週 2 日、妊産婦に多量の性器出血と胎児心拍異常を認め、胎児機能不全と診断し、急速遂娩のため緊急帝王切開術を実施したことは一般的である。

(2) 22 時 28 分にトッパ法で両児の胎児心拍数が聴取不可となった状況から、24 分後に児を娩出したことは適確である。

(3) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)およびその後の新生児管理は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】 双胎の場合には、胎盤病理組織学検査は、脳性麻痺発症の解明に寄与することがある。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 事例検討を行うことが望ましい。

【解説】 児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

(2) 今後は胎児心拍数陣痛図を 5 年間保存できるよう、紙データおよび電子データの取り扱いに注意することが望まれる。

【解説】 本事例は、電子データ、紙データともに一部の胎児心拍数陣痛図が保存されていなかった。「保険医療機関及び保険医療養担当規則」では、保険医療機関等は、医療および特定療養費に係る療養の取り扱いに関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から 3 年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあっては、その完結の日から 5 年間とするとされている。胎児心拍数陣痛図は、原因分析にあたり極めて重要な資料であるため、電子データへの移行等の際にはその取り扱いに十分注意することが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

一絨毛膜二羊膜双胎における脳性麻痺発症の原因究明と予防、特に双胎間輸血症候群の診断基準を満たさずに、血流の不均衡が原因で脳性麻痺を発

症したと考えられる事例に対する研究を強化することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。